（佐賀県佐賀中部広域連合消防司令）
正七位に叙する
内田　秀視
（富士市消防司令）
従七位に叙する（以上九月十三日）
吉崎　公司
正七位
正四位に叙する
永田　良平
従四位に叙する
遠藤　登
正六位に叙する
今泉　學
従六位に叙する（各通）（以上九月十四日）
玉井　齊
従五位に叙する
久保　俊郎
正六位に叙する（以上九月十五日）
田代　満男
従六位に叙する（九月十六日）
伊藤　紳
○叙勲
旭日単光章を授ける（九月十日）
古口　政司
旭日単光章を授ける（各通）（九月八日）
小林　金男
旭日単光章を授ける（各通）（九月九日）
井用庄太郎
細谷　寛
旭日単光章を授ける（九月十日）
今井　利一
旭日双光章を授ける（各通）
高橋　剛
旭日単光章を授ける（以上九月十一日）
森川　正之
瑞宝単光章を授ける（九月十三日）
高野　嘉雄
瑞宝単光章を授ける（各通）（九月八日）
篠崎　弘
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上九月八日）
玉手　憲二
瑞宝単光章を授ける（各通）
播摩　洋一
（准陸尉）
松坂圭一郎
（一等陸尉）
阿部　光広
上村　嶽士
渡邉　健治
平尾　仁司
本多　友篤
瑞宝双光章を授ける（各通）
渡邉　光隆
（埼玉県警部）
倉岡　秀彦
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上九月九日）
林　勇
（大分大学名誉教授）
黒井　辰昭
瑞宝中綬章を授ける
勝川　直則
能勢　宏
瑞宝小綬章を授ける（各通）
歌代憲治郎
伊藤　芳彦
後藤　誠
深澤　茂一
瑞宝双光章を授ける（各通）
小島　豊
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上九月十日）
（千葉大学名誉教授）
（東京大学名誉教授）
（国立大学法人職員）
瑞宝中綬章を授ける（各通）
安藤　正雄
北野　敦夫
徳重　保昭
瑞宝双光章を授ける（各通）
石田　隆介
深瀬　學
渡部　善吉
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上九月十一日）
國本　隆之
瑞宝単光章を授ける（各通）（九月十二日）
佐藤　三郎
瑞宝双光章を授ける
（佐賀県佐賀中部広域連合消防司令）
（富士市消防司令）
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上九月十三日）
瑞宝小綬章を授ける
瑞宝双光章を授ける（各通）
瑞宝単光章を授ける（以上九月十四日）
瑞宝双光章を授ける（九月十五日）
瑞宝双光章を授ける（九月十六日）
伊佐山和良
永田　義公
松波　喜義
勝川　勝秀
桑元　謙芳
吉川　勝秀
岡野　君代
等　正勝
三浦　清寛
藪　吉弘
上田　才次
田中　進
安田　隆
糸川　靖夫
鈴木　利司
中村　毅
橋本　修
村上　一
十束　包二
三國　隆志
金子　亨
川上　秀光
橋本　朝生
内田　秀視
吉崎　公司
増田　三郎
今泉　學
玉井　齊
小西　龍義
田代　満男
伊藤　紳

官庁報告

公　聴　会

一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会の開催

ガス事業法施行規則（昭和四十五年通商産業省令第九十七号）第百十五条第一項の規定に基づき、件名、公聴会の期日及び場所並びに事案の要旨を次のように告示する。

平成二十三年十月十八日

北海道経済産業局長　和田　修一

一　件名　岩見沢ガス株式会社申請の一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会

二　期日　平成二十三年十一月十六日　午後一時三十分から

三　場所　岩見沢商工会議所　第一会議室（岩見沢市一条西一丁目十六番一号）

四　事案の要旨

1　岩見沢ガス株式会社の熱量変更費用に係る繰延資産の償却終了に伴う総原価見直しによる一般ガス供給約款の変更（平成二十年九月十九日付けでガス事業法に基づき認可を受けた一般ガス供給約款料金を平均一・四一％引き下げる。）

2　詳細は、北海道経済産業局資源エネルギー環境部資源エネルギー環境課電気・ガス事業室（札幌市北区北八条西二丁目一番一号　札幌第一合同庁舎）及び岩見沢ガス株式会社（岩見沢市二条西十六丁目一番地）において閲覧に供する。

五　その他

1　公聴会に出席して意見を述べようとする者は、別記様式により、住所（郵便番号及び電話がある場合は電話番号を付記すること。）、氏名（ふりがなを付すこと。）、職業（団体又は企業にあっては、その名称、所在地及び代表者の氏名並びにその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の氏名（ふりがなを付すこと。）及び意見の概要を記載した北海道経済産業局長あての意見陳述届出書（一人一通に限る。）を作成し、封筒の表に「岩見沢ガス株式会社関係公聴会陳述希望」と記載して、平成二十三年十一月一日までに、北海道経済産業局資源エネルギー環境部資源エネルギー環境課電気・ガス事業室（郵便番号〇六〇―〇八〇八　札幌市北区北八条西二丁目一番一号　札幌第一合同庁舎）に到達するよう提出すること。なお、意見陳述の届出が多数の場合は、北海道経済産業局長が意見を述べることのできる者を指定の上、その旨を届出者あて通知する。

2　傍聴を希望する者は、郵便往復はがき（住所、氏名及び「岩見沢ガス株式会社関係公聴会傍聴希望」の旨並びに返信用はがきのあて先を必ず明記すること。ただし、一人一通に限る。）により平成二十三年十一月一日までに北海道経済産業局資源エネルギー環境部資源エネルギー環境課電気・ガス事業室（郵便番号〇六〇―〇八〇八　札幌市北区北八条西二丁目一番一号　札幌第一合同庁舎）に到達するよう申し込むこと。なお、傍聴申込みが多数の場合は、抽選により傍聴者を指定の上、その旨を申込者あて通知する。

3　公聴会が前記第二号の期日中に終了しないときは、翌日以降も続行する。

4　期日までに意見陳述届出書の提出がない場合は、公聴会は開催しないものとする。

森北

意見陳述届出書

北海道経済産業局長（ふりがな）　殿

届出者　氏　名　（郵便番号）

住　所　（電話番号）

職　業

岩見沢ガス株式会社申請の一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会に出席して意見を述べたいので、次のとおり意見の概要を付して届け出ます。

（意見の概要）

備考

1　届出書の用紙の大きさは、できる限り日本工業規格Ａ４縦（横書き）とすること。

2　意見の概要は、できる限り所定の欄に記載することとし、意見の詳細を記載する場合には、別紙に記載して届出書に添付すること。

3　団体又は企業の場合は、氏名の欄にはその名称、代表者の氏名及びその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の氏名（ふりがなを付すこと。）を、住所の欄にはその団体又は企業の所在地を、職業の欄にはその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の職名を記載すること。